

2005.12.26 山梨県環境影響評価等技術審議会
午前：現地調査会 午後：技術審議会

委員出席者 11名 田中収会長、石井信行委員、片谷教孝委員、工藤泰子委員、
坂本康委員、杉山憲子委員、田中章委員、中込司郎委員、
平林公男委員、福原博篤委員、湯本光子委員 : 会長

事務局 7名 今村幸治 森林環境部技監、浅川幸治 みどり自然課長、
矢島孝雄課長補佐、保坂喜光 課長補佐、山本高史 副主査、
土橋史 副主査、深澤知 技師

2005.12.26 山梨県環境影響評価等技術審議会 現地調査会

委員出席者 11名 田中収会長、石井信行委員、片谷教孝委員、工藤泰子委員、坂本康委員、杉山憲子委員、田中章委員、中込司郎委員、平林公男委員、福原博篤委員、湯本光子委員 : 会長

事務局 4名 今村幸治 森林環境部技監、保坂喜光 課長補佐、土橋史 副主査、深澤知 技師

甲斐市団子新居（高原団地北） オオタカの営業地周辺 （非公開部分）

甲斐市岩森（中央自動車道との接続予定地点周辺）

事業者 : インターの接続部分は、P Iの段階でオオタカの営業が確認されたことから、接続位置を移動し回避した。

福原委員 : 中央自動車道との交差はどのような形になるのか(インターチェンジ、ジャンクション等)また、中央道の上を通るのであれば、この辺りに上り坂が出来ることになると思うがどうか。

事業者 : 中部横断道との接続地点の西側から、この道路の接続までは上り坂となる。また、接続の形式はまだ決まっていない。

甲斐市岩森（広域農道との交差点周辺）

事業者 : 老人ホームの近隣を通過する。また、国道20号線との交差点に向けて長い下り坂となり、また、途中にある丘については、通過することとなった場合は切土を行う。

委員 : 民家の上を通過するのか。

事業者 : ルートはまだ確定していないが、ルートの下になる住居については用地買収する。

委員 : 谷からの高さは、どの位か。

事業者 : 確認はしていないが、20～30mと考える。

甲斐市宇津谷（国道20号との交差点周辺）

事業者 : 計画路線は、中央自動車道が通過している丘に向かって上り坂となる。JR中央本線と交差し国道20号と接続する。

委員 : JR中央本線はどのように越えるのか。

事業者 : 高架を予定している。それ以外の地域については盛土で対応する。

石井委員 : かなり高い盛土になるのではないか。

中込委員 : ルート付近の神社は、改修すれば重要文化財クラスの貴重な物であるため、回避していただきたい。

事業者 : 神社は、外す計画となっている。方法書に記載済みです。

2005.12.26 山梨県環境影響評価等技術審議会

委員出席者 11名 田中収会長、石井信行委員、片谷教孝委員、工藤泰子委員、坂本康委員、杉山憲子委員、田中章委員、中込司郎委員、平林公男委員、福原博篤委員、湯本光子委員 : 会長

事務局 7名 今村幸治 森林環境部技監、浅川幸治 みどり自然課長、矢島孝雄課長補佐、保坂喜光 課長補佐、山本高史 副主査、土橋史 副主査、深澤知 技師

(司会：矢島課長補佐)

本審議会の委員の定数は条例の規定により、15名以内であり、本日は、12名の委員のうち11名の出席が出席していることから、山梨県環境影響評価条例第47条11項に規定される、2分の1以上の出席が得られたため、本審議会が成立していることを報告します。

田中収会長：運営方針の確認

案件の審査に入る前に、7月の技術審議会において、環境影響評価等技術審議会は原則公開となった。

今回の審議会からは、傍聴人が入る事となります。よろしくお願いします。

審議の進め方について

事業者に代わり手続きを行っている都市計画決定権者から、事業内容について説明を受ける。

一般事項について審議

本事業について既に事業者により行われている希少動物の「オオタカ」の生息状況について検討を行う。

最後にとりまとめを行う事とする。

「オオタカ」に関する審議については、「希少動物保護の観点」から非公開で行う。この部分の検討は、別室において約1時間を予定。

傍聴人に対する注意事項

本審議会は今回から公開することとなった。

傍聴人については、今月13日に開催された公聴会の規定に準じて、運営したい。ご協力をお願いします。

<< 案件審査 (一般的事項 事業者説明 20分、審議 60分) >>

議題 1 案件審査 (都市計画道路甲府外郭環状道路北区间環境影響評価方法書)

田中(収)会長 :

本件については、本日の午前中と 9 月 14 日の 2 回に分けて現地調査を行った。

これから知事意見の形成に向けた検討を行う。

事業の内容について、都市計画決定権者から説明をお願いします。

審議の都合上 20 分程度でお願いします。

都市計画決定権者山梨県 (土木部都市計画課 小池課長) :

事業内容については、事業者である国土交通省関東地方整備局の甲府河川国道事務所から説明させます。

国土交通省甲府河川国道事務所 (瀧波専門官) :

方法書縦覧に伴う住民からの意見及び事業者の見解について説明

(資料) 都市計画決定権者の意見及び見解、概略計画

< 事業概要 >

方法書に記載されている道路の幅は 200 ~ 400m

住環境・自然環境に配慮して路線の 2 / 3 をトンネル区間とした。

計画に関する地元説明会は 21 回開催した。

歴史景観、自然景観に配慮した計画とした。

今後は 1 年かけて大気、騒音等の調査を行う。

道路の設計を行いつつ環境影響評価準備書を作成する。

< 都市計画決定権者の見解 >

資料に沿って説明

< 質疑 >

坂本委員 : 騒音に関する特異な地形は無いとしているが、こういった観点からか。

事業者 : 周辺が山に囲まれていることから、反響があるのではないかと
言う事だが、影響は無いと考える。

福原委員 : 概略計画に記載されている横断面図の盛り土部分の高さについて数
値的な記載が無い。

事業者 : 概略計画は、幅のあるものであり、今後意見を聞きながら準備書段階
で高さについて明記する。高架部分についても同様。

中込委員 : 植物について、方法書を作成する際、どのように資料の収集を行い取
りまとめたのか。「文献によると・・・」とあるが、県内のいろいろな
場所の記述が混在している。全体的な分布をふまえた上で記載すべ
きだ。また、種のリストにはこの地域には生息していない植物も記載
されている (例 : ササユリ) 。こうした種については予めリストから
外してはどうか。

また、文化財については、400m 幅で回避できるのか。

- 事業者 : 方法書 P. 2 に記載されている調査対象地域は市町村単位である。方法書においては、文献調査の内容を全て記載するのが一般的です。ただし、高地のみの物等は極力抜いている。
- 中込委員 : ササユリは県南部のみに生育している。方法書に記載されているが、誤解を招く恐れがある。
文化財は、P. 167 に記載し、国道20号の400mの幅は『光照寺』を少し外すなどの配慮をお願いしたい。
- 福原委員 : P. 21 から、現況騒音の測定地点の環境と計画地の環境は異なっていることを認識しておくこと。
- 事業者 : 文献により周辺の状況を調査している。
今後の予測手法 (P. 185) において、調査地点を牛句、宇津谷において調査し準備書を作成する。
- 田中(章)委員 : 種のリストを作成するにあたり、方法書 P. 2 で対象とした市町村の全ての資料が集めたのか。
- 事業者 : 集められる物は全て集めた。
- 田中(章)委員 : これまで実施された環境影響評価の結果は利用しているか。
- 事業者 : 利用していない。
- 田中(章)委員 : それでは、全て集めたとは言えないのではないかと。
また、注目すべき種 (P. 50) の選定について、特定の専門家による取捨選択があって良いのか。
動物 (P. 195) についても、基本的には全て記載すべきではないのか。特定の専門家の個人的な判断をこの段階で入れてしまうのはどうかと思う。
- 事業者 : 動物についてはそうしたことは無かった。
- 田中(章)委員 : 「注目すべき・・・」と「重要な・・・」の違い及び関連はどうか。
- 事業者 : 同じです。
- 田中(章)委員 : 種の取り扱いについては、出典を示すとともに、判断を行った種については、判断基準及び判断をした者を明記すべきではないのか。
- 田中(章)委員 : 評価の項目について主語は誰になるのかを明確にすること。
オオタカ等の特定の種についてではなく、里山の構成全体への影響を回避できているかどうか確認すること。
- 事業者 : 意見として、準備書に反映する。重要な種については、生態系との関連もあるので準備書において反映させる。
- 湯本委員 : 動植物の出典リストをみると古い資料のみだが、数年前、県で「山梨県環境資源調査」を実施している。判断を古い資料のみで行って良いのか。
- 事業者 : 「山梨県環境資源調査」については、準備書に反映させる。
- 福原委員 : その他の項目についても同様に対応していただきたい。
例えば、大気汚染については、常に最新のデータ手法で対応する等

< 検討 >

前回の調査結果、市町村意見、公聴会意見を踏まえ、事務局が作成した『知事意見の視点（骨子）』（別添）に沿って検討

土橋副主査 : 資料に沿って説明（追加説明 無し）

平林委員 : 水質汚濁・水象について（P. 3）

「知事意見の視点（骨子）」は表流水（地下水以外）について記載している。これについて、「表層を流れる水」と明記すること。

河川内に橋脚が建設されるのであれば、その影響についても記載する必要がある。

片谷委員 : 大気質について

排気の方法を現時点で記載していないことから、現時点においては想定される全ての方法について予測及び評価を行う必要がある。

大気予測は基本的にプルーム・パフモデルで行うとしているが、トンネル坑口からの排気については単純なプルーム・パフモデルでは予測しきれない場合がある。

例えば、トンネル開口部のみで換気する場合は、ファンによる排気となることから、トンネル坑口風と呼ばれる強い風が発生する。これにより、トンネル出入口の周辺の気流はかく乱される。これについてはプルーム・パフモデルを補正する等の配慮が必要。

山の上に排気塔を設置する場合、かなり広い範囲への影響が予想されることから、予測対象範囲を決定する場合は十分な配慮が必要。

方法書では調査範囲の決定について考え方が示されていないため、予測範囲を決定する段階で行政を通じて事前に報告をいただければ、アドバイス等が出来るが、準備書が出来てしまった後で、予測範囲の設定等を修正することは二度手間になる。

予測範囲を定める段階で一度報告をいただきたい。

工藤委員 : 接地逆転層発生時の拡散状況について

塚原地域は背後に高い山があり、甲府駅に向かい長い傾斜地となっていることから、接地逆転層の発生時には、ほとんど同一方向の風向となり、地表付近では高濃度の状況が長時間続くことが想定される。

塚原地区はトンネルが開いた部分であることから、かく乱された気流と継続的な現気流のバランスと安定度の関係は注意深く評価する必要がある。

『知事意見の視点（骨子）』において、「接地逆転発生時の比較を短期で行う」としているがその理由はなぜか。

秋から冬季にかけての接地逆転の発生確率はかなり大きいと考えられ、これに伴う冷気流はこの地域では普通におきていると考えられる。塚原から甲府駅にかけては、冷気流の影響を受ける期間が長いと考えられる。この点については熟考する必要がある。

- 片谷委員 : 予測範囲、現地調査地点については、周囲の地形・建物等を考慮する必要があり、調査地点については事前に示してほしい。制度上の定めはないがよろしく願います。(手戻りの回避のため)
- 今村技監 : 短期予測については、現段階での担当意見であることから、工藤委員の意見を反映します。
- 工藤委員 : 発生した時点での影響を例示するだけでなくその頻度は押さえておかななくてはいけないと考える。
- 片谷委員 : 「発生頻度」と「短期予測の結果」を合わせることで、年平均濃度をどの程度押し上げるかが明らかになるはずである。
「発生頻度」と「短期予測」を行う事で、この部分についての予測及び評価は可能である。
- 田中(章)委員 : 動植物、生態系について
記載されている部分が広範に及び分かりにくい。
例えば、地盤沈下の項に『生息する・・・』といった項目が記載されている。
動植物、生態系の評価をどこで行うのかが、分かりにくい。
用語の統一を行うこと。
動植物、生態系(P.3)において、『図面で明示するとともに定量的に記載する』のみで止めずに実質的な環境保全措置の実施を求める必要がある。
事業者は実施ししようとする内容を提言し、検討した内容を準備書に記載すること。
オオタカに関する事項については、別資料とするよう求めているが、本当に隠さなくては行けないのは生息確認位置だけであり、それ以外は全て記載すべきである。準備書の別冊とすべき部分は限定されているはずである。準備書の記載を最小限とすることは理解できない。
- 福原委員 : 騒音、振動について
低周波音について、『知事意見の視点(骨子)』には入っていないが、建設機械は通常よりもパワーのある機械を使用するため、一般車両の走行よりも低周波音が発生しやすい。この部分、つまり低周波音について十分配慮が必要。
接地逆転層が起こりうる環境では、音についても同様である(異常伝播、遠距離伝播)。また、こうした施設が、従来音の無かったところに設置されることから、局所的に音が周辺に伝わるということも考えられる。
こうした部分をより具体的に追加してはどうか。
「等」の中にこの内容を含ませるか、若しくはより具体的に記載するかといえば、より具体的に記載すべきと考える。

騒音も、接地逆転層の影響は、大気汚染と同様に坑口だけでなく、排気塔についても大きなパワーにより音を排出し、谷間や山いただ付近に設置されることから、かなり遠いところまで影響が及ぶと考えます。具体的な記述を行う場合はこうしたことについても記載をお願いします。

片谷委員 : 地球温暖化ガスを追加することについて

見解では、単独道路事業では温室効果ガスを項目に加えることの例は無いかもしれないが、大規模な道路では実施した例もあります。拡散モデルを用いるような予測・評価ではなく、排出量の増減をきちんと見積ることで行えば可能であり、既にパンフレットの中に渋滞、交通量等について推計が出ているのであるから、こうしたデータを利用して、数値で示していただきたい。こうしたことが、住民の理解を得るための一つとなると考えています。ぜひ対応をお願いします。

田中(章)委員 : 景観について

従来のアセスは2次元的なシーンの評価で止まっているが、本来は3次元的な景観(ランドスケープ)であり、土地利用が保全される必要がある。この地域では里山を守るということになる。随所に、環境保全措置について比較検討するように求めているが、この項目で複数案を作成しても「絵に描いた餅」であり、本来は事業に対する複数案であり、複数の事業計画について、景観、動植物等についての影響を検討するべきである。項目毎に複数案を検討することはあり得ない。

石井委員 : 景観について

「全ての案を・・・」との記載については現実的には不可能、何が全てか明らかでない中では表現に気をつけた方が良い。景観について、「良い眺望」、「主要な眺望」は重要ではあるが、方法書では、日常生活における景観があまり意識されていない。今回の調査の中でも明らかに既存の単位を分断している箇所が何箇所もあったので、住民が地域の中をどのような移動をしているのか、どのように認識しているのかということを含めて、どの位置にパス(連絡道等)を設けるべきか等を考えるべきだ。既存景観の保全・改良を考えると「分断された物をどうするか」と後から考えるよりも、事前に考えておく方がずいぶん楽なのではないか。こうした部分を取り入れるべきだ。最も問題は、塚原地区についてどうするのかということであり、現在掘り割りで行う事となっているため、遠目では見えなくなるが、表面的には既存の物を撤去しなくてはならない。また、交差部分である事から、相当な部分を改変する必要がある。

文字で書くのであればこの程度でも、実際にはどれほど丁寧に行うのかが方法書だけでは気掛りです。 < 一号議案終了 >

< 2号議案 < 非公開審議 > >

田中(収)会長：それでは、最後のまとめになりますが、本日の資料の説明を全て受けまして、先生方に知事意見のまとめていただきたいと思います。

20分くらいで、いろんな意見や言い残したことをおっしゃっていただいて、最終的に事務局の方でまとめるということで、よろしくお願いします。

湯本委員：3.1に係るところですが、重要な動物及び植物生態系着目種とありますが、どうせ調査をされるのであれば、確認された種は記載するとして、後々使う方法があると思うが、いかがでしょうか。

田中(収)会長：事務局の方で、録音等をしていると思いますので、取りまとめ等よろしくお願いします。

福原委員：1.5の騒音等のところですが、低周波等のことをもっと詳しく書いた方が良かった事は、活かしていただきたい。

しかし、そういうような部分とか、逆転層に関連する事であるとか、排気塔、長いトンネルの場合では、低周波や騒音が無視できないことから大事だと考えます。

それから、例えば橋梁のところから低周波がどうかといったことがありました。実際に調査を行うと、高速道路に等しいような自動車専用道路で、これは開口面積にもよるのですが、長い距離のトンネルになりますと、大型車などの進入により、リニアモーターカーと結構似たような現象(ドン音)が起こる。ですから、そういうような全てを含んだような表現とすべきです。

もう一つ、人に対する低周波音の影響とは別に、私の経験から申し上げても、低周波というものは新しい建物のほうが、古い木造の建屋よりも影響を受けやすい。今の高気密の戸建ての住宅であるとか、あるいは、RC造とか鉄筋の建物のほうが、部屋の中の方が共鳴して音が大きくなります。このようなことから、低周波音問題をどのように対応するのかということになる。

例えば、1.5の表現で、『隣接するところの社会施設で云々』とありますが、地理という高所にたったときに、先ほどのオオタカのように、人間だけではなく、生きとし生けるもの全てがどのようなバランスを持って生きていくかという事を中心に、総合的に検討を行う方が良くと思います。

というのは、方法書を見ていると、どうも人を中心に(アセスを)行っている。公的に決まっている。つまり騒音の場合、環境基準とかを守れば問題が無いのではないかという雰囲気を感じられるのですが、それとは違ったパラメータで見なければいけないと感じているので、状況に即した表現を入れてほしい。要は、今回の場合都市のど真ん中を通るような道路計画ではないから、広い視野で配慮が必要と考えます。

坂本委員 : 地下水に関する記述のなかで、必要に応じてという表現が何回かされている点が気になる。もちろん、文献調査の段階だから地下水の詳しいことはわからないのは当然だと思うが、この『必要に応じて』の判断はしっかり書いてもらいたい。それを今の段階で書けるかどうかは別として、最低でも準備書の段階で、必要でない判断するならば、あるいは、調査が限定的なものになるのなら、その根拠を明確に示すようにご配慮いただきたい。

片谷委員 : 既に、さっきこれに対する意見を言わせてもらいましたが、一つだけ加えさせてもらおうとしたら、1.4 は『環境影響の軽減の度合いを定量的若しくは客観的に明らかにすること』とされていて、これはおそらく全てに関して言っていると思いますが、特に3のところの生態系の定量的にということとを判断するということ、もちろん定量的に判断できることとできないことがありますので、できるところを定量的に行っていただきたいということを入れていただきたい。

田中(収)会長 : これは、環境影響評価の方の方法書や準備書の段階ですが、地下水なんかの問題で、リニアの方に関係したのですが、要するに、トンネルを実際に掘っていきますと、いろんな割れ目がありまして、そこから水がでてきます。それを開けてみると、あそこの場合は笹子なわけですけれども、笹一酒造の社長さんが、もし枯れてしまったら困ると言われまして、私は、トンネルを掘るときに、どこに傾斜があって、深さがどれくらいかのデータをとりなさいと言った。そうすると、もしも枯れてしまった時に、水がどこにあるかわかりませんから、そのデータがあれば、そのすぐ上にすぐ掘れば、もっといい水が採れるかもしれない。そういったことを補償的にやりなさいと言いました。そうすると、実際に工事に入りますと、担当が3、4年で変わってしまうわけです。そのため、データがとってなかったわけです。後で、笹子は掘ってあまりいい水はでませんでした。あそこは最終的に初狩というところからいい水をだしまして、水道の方はそういう形でクリアしたのですが、これは、長年、このようにしたらいいという方法を考えてもらおうと、あと影響があったらこういう風にするというようにしたら非常に具合がいいと思います。

今度の場所は、下に不透水層があって、上の伏流水に注意が必要となる。中には割れ目系があって、それが、トンネルにどうなるかということになって、それは、次の段階になりまして、認められたら工事に入ることになったらしっかりデータをとってもらいたい。これは、今回話す内容ではないかもしれませんが、そういうようなことがあると思います。

他に何か、意見書の中に反映した方がいいとか、反映してもらいたいといった内容がありましたら、先生方お願いします。

平林委員 : 田中委員にお伺いしたいのですが、『動植物の項に「定量的に」という言葉を入れなさい』ということでしたが(それはもちろん理想的なことですが)、ここでは、「着目種」というようなある特定の種に対して「定量的に記述しなさい」ということなのか、それとも『そこに生息している多くの種について「定量的に」調べなさい』という意味なのか、どちらなのでしょう。場合によっては、調査が大変なことになると思いますので、一応、確認のため、お聞き致します。確認をしておかないと、知事意見として、出してしまってからですと、実施する調査者が大変なことになると思いますので、どういうことを具体的に説明してください。

田中(章)委員 : 最初にお話したとおりに、全てを定量的に客観的に行えと書いてある。1ページ目の1.4です。ですから、まず実施が必要です。しかし、さらに生態系と動植物のところでその言葉を補えということです。例えば、日本の閣議決定アセスのときに、昔の環境保全審議会とで、アセスをどうやって行っていくかというときに、生物とかそういうものは定量的に評価することになじまない。そうすると、なじまないものは評価をやめてしまおうということになった。それで、閣議決定はそういうものを評価しないでできていた。それに対して、アメリカのNEPAは、現在定量的に決定されていない項目も、定量的に評価しなさいと、それによって200種類くらいのもものが調査された。ですから、やはり今できない、できるということではなくて、できるだけやってくださいということです。というのは、なぜ定量的かということ、数字ほど一般市民にわかりやすいものはないからです。ですから、環境アセスメントの目的というのは、一般市民への情報公開ですから、一般市民にわかりやすく定量的にするのが環境アセスメントですから、そういう方向性をここで確認しなさいという話です。

ですから、細かい話はあとで、事業者とお話しますが。

平林委員 : 今の説明で分かったのですが、そういった方向性で考えていけばよろしいのでしょうか。『方向性で』ということですね。アメリカの例はもちろんその通りですが、日本のように基礎データがほとんどないところで、それをそのまま取り入れることには、無理があると思います。もちろん、「方向性」としてはそれでよいと思うのですが、ただそれを日本のアセスで全面的に押し出してしまおうと、理論的な(理想の)話だけになってしまい、進めていくと理論と現実とがかみ合わず、詰まってしまうと思います。したがって、日本も、「考え方の方向性」としては、アメリカのアセスに近づけていく事は極めて重要なのですが、ただ、現状でアメリカの制度をそのまま受け入れることには、日本でその準備が進んでいない分、問題があると思います。アメリカの

場合、NPOや市民ボランティア等がネットワークを持っていて、調査もきめ細かく行っています。そこで成り立っている制度なので、すぐに「日本でも」と言うわけには行かないと思います。したがって、「あくまでもその方向性で」ということを確認しておかなければならないと思ったのです。

田中(章)委員：ただ、ここは環境アセスメントの審議会ですから、選挙で選ばれているわけでもありませんから、この審議会がどのような方向性を持って行くかは自ら決めなければならない。そこで、日本の中で実現可能かどうかという話がありましたが、先ほどの、従来のアセスの中でやった動植物の、山梨県のそれが製本化されるかといえば、ないわけです。それを、いつ始めるかというのは、better than nothing なわけです。今までそういうものがないからやらないというのは、やる人がいなくなってしまう訳です。

とりあえず、山梨県で、こういうことを議論しているのは僕らしかないわけです。それは、選挙によって選ばれているわけではない。そうなれば、できるだけそういう方向性で決めていかなければ、誰がやる、という話になるわけです。

田中(収)会長：方向性については、お二人とも同じようですので、他にございますか。

中込委員：お二人の両脇の先生に輪をかけて申し訳ないのですが、現実にはそういった資料を持っていないければいけないわけです。そして、山梨県はそういった調査をかなり行っている訳です。他の県に先駆けて、行っているのですが、製本されていない。特に、コンピュータの時代になってからは、コンピュータで保存しておくからそれはいいという話になっているようですが、それはダメです。日本のそういった情報は、製本されなければダメだと言ってきた。単にコンピュータ見られない人もいるし、自分もその一人だ。ということで、言ったことがあるが、予算がないと言われた。今言ったようなことを始めたのは、昭和45年だった。そこから始めていて、一つも製本化されておりません。あるのは、国の補助を受けたものだけ。もしあれば、今こんな議論を行う前に、こんなものがありますよ、と古いのを除外して、新しいものを使えばこのようになりますよ、とストンとでてくるわけです。ですから、今お二人の先生がおっしゃったように、ここでもって言わなければ誰が言うのだと、まさしくその通りです。今まで私達植物に関するものが言ってもダメだったのですから、ここでもって言ってくれたということで、そういうことを考えていただけたら、と思います。ですから、お二人の先生に輪をかけて意見というか、お願いになって申し訳ないが、そういうことで、お願いします。

田中(収)会長：今、中込先生がおっしゃったように、製本されていないと。しかし、製本されたものはあるのですが、それが500冊くらいしかない。数年たってくると、今は蓄積していますが、昔は全部蒸発してしまいました。そうすると、コンサルが「昔はこういう文献があったようだが、先生ありますか」と私のところに来る。そうすると、2、3冊あるわけです。それを貸しますと返ってこない。というわけで、今はそれを私の研究室のコピー機でコピーして渡す。それは10年ほど前なので、それから県は情報誌とか収集するようになり、集まってきた。それでもないものがたくさんあるわけです。古本屋にあるものもあるわけですから、そういうものを含めて少し集めておいて、昔からせっかくあるものですから、やっていたそういうデータをどこかできちんと蓄積して、できるだけコンサルには、そういったものにお金をかけないで、実際に野外の方に調査の方にお金をかけるようなアセスの方法が僕は正しいと思いますから、これはおそらく、事務局の方は、これまで努力なされてきたと思いますが、これからも努力してもらって、おそらくこういった環境関係の会議がでるから、今まで以上にやっていけるだろうと思いますから、よろしくどうぞお願いします。

石井委員：話題を変えさせていただいて、景観の所で、構造物の形状色彩等と書いてあるのですけれども、これはやっていただけると思うのですけれども、構造の段階できちんと考えていただいて、今まで動植物の話で、いろいろなデータがあるのではないかという話ですが、構造物についても関しても環境に配慮した構造が多くあるので、調査していただきたい。また、日本の土木業界の問題点といわれる分割発注で行うよりも、例えばトンネル坑口と橋梁を一体とするが環境に対して良い場合もあるので、そうしたこともバリエーションとして考えてもらいたい。

片谷委員：大気に関することは先ほど話したので、今度は全体に関するのを少しお願いしておきたいことがございます。これは、国交省とコンサルの方にぜひとも実行していただきたいのですが、住民の方々から意見がたくさんで、その中には一方的に反対されている方もいますが、是非その住民の意見で、わかりにくいという表現が非常に多い。これは方法書の段階であって仕方がないとは思いますが、次に準備書の段階で同じようなスタンスであれば、また同じような反発が出てくる危険性が高いということです。やはり、わかりやすいということは、非常に重要です。使われている具体的な方法というの、技術指針に沿っていれば良いかということ、そう言う訳ではない。地域の実情というものがいろいろありますので、それに合わせた方法を採用するというのが、本来のアセスの手法でもありますので、そういう方法で行っていただきたい。

アウトラインは現在の方法書に記載されている方法で概ね良いとは

と思いますが、まだ細かい部分、まだ決まっていないことがたくさんあります。そういうことを、地元の実態をよく考慮した上で、技術指針に書いてある範囲のことであれば何でもいいというわけではないことを是非、肝に銘じて実施していただきたい。

それと、準備書を書かれるときに、これもよく見るわけですが、既に意見に対する見解でも触れられておりますが、環境基準を満たせばいいというのは全く正しくない評価基準であり、もともと大気であれば環境基準よりもはるかに低い汚染物質濃度の地域であれば、環境基準までは汚染しても良いということにはならない。そのあたりを是非注意して、予測結果に反映させていただきたい。

綺麗なところはずっと綺麗なままでないと、それは環境を保全したことにはならないわけです。是非、常に念頭において作業していただきたいということを申しておきます。

田中(収)会長：そろそろ予定時刻になります。何か言い足りないことございますか。

それでは、本日は朝からだいぶ長く皆様には、現地を見ていただき、意見を出していただきました。

事務局には今回の審議の内容をふまえて、骨子に加筆・修正し、知事意見を作成していただきたい。

甲府外郭環状道路北区間に係る議題は、以上とさせていただきます。

それでは、その他事項でなにか先生方ございますか。1号議案2号議案以外で。

無ければ事務局から今後の予定について説明をいただきます。

事務局（土橋副主査）：事務局の方からといたしまして、今後の北区間に関する予定ですが、知事意見の提出の期限が1月23日になっておりますので、それまでの期間で、庁内調整をいたしましてだすような形になります。委員のみなさんには、今後メールやFAXが中心になるとは思いますが、修正したものを何回かやりとりさせていただくなかで、コメント等をいただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。それと、もう一つ、現在平行して行っている昭和町の土地区画整理事業に関しまして、情報をお伝えします。先日、準備書の方を送付させていただいたのですが、準備書の縦覧が今月の28日までといたしまして、年が明けて、1月の11日が意見の提出の期限となっております。21日に地元への準備書の意見の説明会に参加して来たのですが、地元でも反対する事業ではないので、来ていたのが区長さんと一人一般の方が来ていたというような説明会でした。こちらにつきましては、手続きを早く進めたいということで、意見が出てこなければ2月か3月には準備書の知事の手続きが始まりますので、皆さまのお力を借りることになります。よろしく申し上げます。最後に、封筒でお配りした資料ですが、両面コピーが3枚ほどのものになっておりますが、これは先日私どものほうの商工金融振興課の方から、大店立地法に係る部分で所管しているところから、特に大規模商業施設に関する実際の大店法とアセスがあっているのかというような照会がありまして、町のほうからそれに対して提出された回答ですので、準備書を補強する資料として今回配らせていただきましたので、ご参考になさってください。

田中(収)会長：それ以外に、なにかございますか。

都市計画決定権者 山梨県土木部都市計画課長：先ほど先生方にご指摘いただいた点を、事務局の方にまとめていただいて、都市計画決定権者、事業者として。先ほどありましたように、植物の定量的な調査いろいろな意見がございまして、わからないことも多いかと思っておりますので、だされた意見について、先生方にみどり自然課を通して伺う機会もあるかと思っておりますので、そのときはよろしく願います。

田中(収)会長：それでは、今朝は朝早くから東京や長野から山梨までおいでいただき、非常にお疲れだと思いますが、これで全てを終了にさせていただきます。都市計画決定権者や事業者の方や今日お集まりの方、そしてみどり自然課の方、今日はありがとうございました。これで全てを終了させていただきます。ありがとうございました。

（司会：矢島課長補佐）

ありがとうございました。これをもちまして、技術審議会を終了します。